

医療安全情報 レポート

Vol.18

働くみんなの医療安全

今回は『薬剤投与の併用禁忌』をテーマに取り上げています。



これまでに薬剤を取り扱っていて「アレッ?! なんだか変? もしかして飲んだ薬かも?」と、患者さんに異変が発生した際にそう思ったことはありませんでしたか。

このような **薬剤の併用禁忌** について注意が必要な薬剤について紹介します。



事例 1

抗てんかん薬（バルプロ酸ナトリウム）を服用中に肺炎を起こした患児。肺炎治療目的でメロペン（カルバペネム系抗生物質製剤）を4日間点滴し軽快。しかし、翌日強い不穏症状が現れ他院で診察を受けた。

【不穏症状の原因】メロペンとバルプロ酸ナトリウム（デバケン、パレリン、ハイセレニン等）は**併用禁忌**であった。

【併用禁忌の理由】併用によりバルプロ酸の血中濃度が低下し、てんかんの発作が再発する。

事例 2

手爪白癬に対して、イトリゾールカプセル処方時に、他医院の処方薬患者を確認したが、併用禁忌の薬剤であるハルシオン、ロナセンには気づかなかった。

1週間後、患者はふらつきや眠気が起こり、足がもつれて転倒した。

【原因】イトリゾール（経口抗真菌剤）とハルシオン、ロナセンは**併用禁忌**であった。

【併用禁忌の理由】併用により、CYP3A4に対する阻害作用によってトリアゾラムやプロナセリンなどの代謝を阻害し、これらの薬剤の血中濃度上昇や作用増強のおそれがある。

患者さんの安全のために
各施設で取り組みを
具体化しましょう!!



医療安全・再発防止の取り組み

- 併用禁忌の薬剤について院内で注意喚起を行う。
- 新しく処方された薬剤を投与する際、すでに投与している薬剤との併用について確認する。
- 併用禁忌の薬剤について、薬剤師がチェックできる体制にする。

